

保護者の皆様
生徒の皆さん

令和4年4月28日
県立猪名川高等学校
校長 半沢 英明

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定に伴う
出席停止の取り扱いについて

令和4年4月25日に、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針が改定されたことにより、出席停止の取り扱いが下記の通り変更となりました。

記

○ 今までの対処方針

・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や同居家族が濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は登校させない。（学校保健法第19条の規定に基づく出席停止の措置）出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。（前述の項目については、新規感染者が大幅に減少し、地域の感染レベルの指標が低い状態にある場合等を除く。）

○ 今回の改訂

・児童生徒が濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については、特段登校を控えることを求める必要はない。（ただし、今後の感染状況によっては出席停止等必要な措置を講じる必要がある。）

今回の対処方針を受けて、本校では以下のように対応します。

- ・同居家族に発熱等の症状がある場合でも
 - ・同居家族がPCR検査等を受ける予定、受けている場合でも
 - 登校可能となります。休んだ場合は「欠席」になります。
- 令和4年5月2日（月）から適用します。

（生徒本人の発熱等カゼ症状（ワクチン接種後を含む）がある場合、濃厚接触者になった場合は、従来の通り「出席停止」となります。有症状の場合は、すみやかに医療機関への相談と学校への連絡をお願いいたします。）

なお、新型コロナウイルスの感染状況が悪化し、再度、出席停止の取り扱いが変更となった場合は速やかにお知らせいたします。御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、感染防止対策に御協力いただきますようお願い申し上げます。